

## 事業者向け脱炭素化促進事業補助金 交付申請書

令和〇年〇月〇日

（あて先） 宇都宮市長

所在地 宇都宮市〇〇町〇-〇

名称 〇〇株式会社

代表者 代表取締役 宇都宮 太郎

令和〇年度において事業者向け脱炭素化促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

### 1 事業の目的

#### 記載例

電気料金高騰対策を図るとともに今冬に予想される電力需給ひっ迫に備えるべく、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を導入する。

なお、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第4項の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部として使用する。

### 2 交付申請額（千円未満切捨て）

1,078,000 円

この報告に当たっては、実施要綱・交付要領を全て確認し、実施要綱・交付要領に定める規定を満たしていることを宣誓するとともに、市税の納付状況及び提出した書類の内容について、宇都宮市環境政策課が関係機関に確認することに同意いたします。

令和〇年〇月〇日

（法人にあっては名称・代表者名）】※署名もしくは記名押印

〇〇株式会社  
代表取締役 宇都宮 太郎 印

様式第2号 2（3）太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の小さい値（小数点切り捨て）に補助率（5万円/kW）を乗じて算出した額と、蓄電池容量（小数点切り捨て）に補助率（6万3,000円）を乗じて算出した額、給電性能を有するEVに補助額（20万円/台）を加算した金額を記載  
※例：太陽光発電設備300,000円、蓄電池378,000円、給電性能を有するEV400,000円の場合、1,078,000円と記載

## 事業者向け脱炭素化促進事業補助金交付要領（抜粋）

### （交付の条件）

第9条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）実施要綱第4条に定める要件に適合するもの。
- （2）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- （3）補助事業者は、市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- （4）補助対象設備が別表4で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。

### （変更の承認）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 変更を承認するときの通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。
- 3 変更を承認しないときの通知書の様式は、様式第13号のとおりとする。

### （廃止の承認）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の廃止又は中止について市長の承認を受けようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- 2 廃止又は中止を承認するときの通知書の様式は、様式第15号のとおりとする。
- 3 廃止又は中止を承認しないときの通知書の様式は、様式第16号のとおりとする。

別表4 （第9条、第12条、第13条関係）

補助対象機器		耐用年数
		（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による）
太陽光発電設備		17年
定置型蓄電池		6年
給電性能を備えたEV	普通自動車	6年
	軽自動車	4年